設定レベル 耐震(クラス)	ケース1	ケース2
給水設備 S	何ら損傷はない。	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能。
排水設備 S	何ら損傷はない。	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能。
給湯設備 S	何ら損傷はない。	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能。
ガス設備 S	何ら損傷はない。	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能。
消火設備(自動) S	何ら損傷はない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難などに必要な一定期間維持する。
消火設備(その他) S	何ら損傷はない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難などに必要な一定期間維持する。

注1)設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS,A,Bに準拠する。
注2)防振装置を設置した設備機器(水槽含)は1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。
注3)設備機器に接続される電気配線・配管・ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。

4)管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設けるなど、有効な損傷防止のための措置を講ずる。
5)管を支持又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いるなど、有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずる。
e.法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水槽等にあっては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
f.給湯設備は、風圧・土圧・水圧・地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法による。

2-4 その他の建築設計条件

a.駐車場等
1)附置義務駐車台数　合計(　91　)台
一般車　(　　)台　大型車　(　　)台
搬出入車(　　)台
2)附置義務駐輪台数　(　0　)台
3)駐車場収容空間の制限　※大型車：長さ6.0m×幅2.5m×高さ2.1m
・　：長さ5.0m×幅2.3m×高さ2.1m
4)一般車最大制限高さ　車路面 +(　2.3　)m　(設計高さ)
車路面 +(　2.1　)m　(制限バーの高さ)
車路面 +(　2.1　)m　(制限サイン表示・呼称高さ)
5)搬入車最大制限高さ　車路面 +(　3.8　)m　(設計高さ)1階車路、計量検査所
車路面 +(　3.8　)m　(制限バーの高さ)
車路面 +(　3.8　)m　(制限サイン表示・呼称高さ)
6)路外駐車場適用の有無　・なし　⊙あり(収容台数　　台)
7)バイク・自動二輪収容有無　・なし　⊙あり(収容台数　　台)
8)搬入ルートの最大開口(B1階)　幅 (5.0) m×高さ (2.1) m
b.各用途の設計密度　※事務所(　　)人/㎡　⊙レイアウト計上
c.テナント関連貸方基準書　・なし　⊙あり(1階コンビニ、金融機関、2階食堂　)
d.主要室の許容騒音値　・あり　(位置：　で　dB以下)
e.関係法令・指導官庁　・(　　)
(設計条件として特別なもの)　・(　　)
f.その他の設計条件　・(　　)
(設計条件として特別なもの)　・(　　)

4.非構造部材・建築設備機器及び同架台等の共通特記仕様

4-1 非構造部材

a.屋根葺材（長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺）・特定天井・外装材・屋外に面する帳壁及び屋内外のすべての非構造部材の支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、施行令第83～88条の規定による固定荷重・積載荷重・積雪荷重・風圧力・地震力・層間変位を考慮し、施行令第82条による組合せ応力に対して、構造耐力上安全であることとする。また、避難の支障となる損傷がないものとする。
b.外力は、次による。
1)積載荷重は、2-2 a. 1) による。
2)積雪荷重は、2-2 a. 2) による。
3)風圧力は、2-2 a. 3) による。
4)地震力は、2-3 b. による。
5)層間変位は、2-3 b. におけるケース2の設計用層間変位による。
c.支持金物(取付けボルトやナット含む)は、該当各章の規定により、ステンレス・亜鉛めっき・錆止め塗装等の防錆処置を施したものとする。

4-2 設備機器及び同架台等

a.建築設備（昇降機設備を除く）の支持構造部及び構造本体との緊結金物は、次による。
1)施行令第83～88条の規定による固定荷重・積載荷重・積雪荷重・風圧力・地震力を考慮し、施行令第82条の組合せ応力に対して、構造耐力上安全なものとする。
2)耐震の措置は,原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」(2014年版)に準拠して行う。また、機器本体の耐震性能は、製造者により確認されているものとする。
3)地震荷重は、2-3 b.　による。
4)風圧力及びその他の荷重は、2-2 a. による。
5)建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物等は、所定の防錆処置を行う。
b.屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。
1)前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」に規定した荷重による応力に対し、構造耐力上安全なものとする。ただし、採用する荷重は、平12建告第1389号に定める規定値を下回ってはならない。
2)支持構造部及び緊結金物の防錆仕様は、前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」と同一とする。
c.屋上から突出する煙突の高さは、鉄製の補強がない場合は900mm以下とする。また、室内の煙突部分の鉄筋のかぶり厚さは50mm以上とする。
d.建築物に設ける給水、排水その他の配管設備（給湯設備を除く）その他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。なお、給湯設備とは、建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するもの以外とする。
1)風圧・土圧・水圧・地震その他の震動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とする。
2)風圧力及び地震力により建築物に生ずる層間変形に対しても追従でき、安全上支障のない構造とする。
3)建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設けるなど、有効な管の損傷防止のための措置を講ずる。